

組合だより

187号
2015年
3月11日

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
7168 (内線)
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.

目次：1~3, 60分クォーター制の問題点と改善策 4~5, 質問書提出しました 5~6, 全大教情報
6, 病院協議会総会報告 6~7, 旅日記 7~8, 単組だより

60分クォーター制の問題点と改善策 50分4学期制 (討議資料)

組合だより 185号に、文学部田中秀和先生に「アメリカにおける大学のカレンダー制度について」をご寄稿いただいた。これを受け、職員組合と科学者会議は共催で、学内教研集会第3弾「英米の大学と岡山大学の学期制」を3月2日に開催し、田中先生に講演をお願いし、議論を行った。それに加えて、本「組合だより」を読んでいたという立命館大学仲井邦佳教授より、ご論攷「大学の単位の実質化と一五週間問題—大学の慣行的側面と国際的現状の観点から—」(『大学創造』第28号)をお送りいただいた。これまで組合は、労働条件、研究条件の悪化が生じないことに重点をおいて交渉を行ってきた。今回の田中先生の論文と講演、そして仲井論文により、岡大方式60分クォーター制の問題点がかなり明らかになってきたと思われるので、学生にとっての新制度の意味にも目を配りつつ、今回それを討議資料として提起する。今後、大学執行部への要求事項として煮詰めていきたいと考えているので、我々の提案について皆さんからのご意見をいただきたい。なお、この討議資料は、私が執行委員会に提出したもので、田中先生、仲井論文から知見を得たものであるが、文責は中富にあることとお断りしておきたい。

執行委員長 中富公一

クォーター制の問題点



1. グローバル基準への無理解

クォーターは4分の1のことで、1年の4分の1=3ヶ月のこと。したがって、アメリカでクォーター制という場合、1学期3ヶ月×3学期制をいう。

岡大のいうクォーターは8週間で、誤解を生じかねない用語となっている。ちなみに、4学期制への移行を検討している東大は、学期とよんでいる。したがって、本稿でも、以後、学期と呼ぶこととする。

なお、アメリカの大学カレンダーは185号で田中先生が書かれているがもう一度整理する。

アメリカ型セメスタは、3時間×15週間+試験週
週2時間講義+週1時間のセミナー形式の授業
これが欧米で一般的。4ヶ月×2セメスタ

アメリカ型クォーターは、3時間×10週間+試験週
3ヶ月×3クォーター (もう一つのクォーター
は休暇期間、ないし留学生対応)

アメリカでも20%程度の採用率。他の英語圏
(英、加、豪)では見られない。

岡大現行セメスタは、2時間×15週+試験週

岡大型1学期は、120分×8週-試験週

岡大型学期の2コマ(1単位)は

アメリカ型セメスタの37%

アメリカ型クォーターの56%

こんな単位がグローバルで役にたつのだろうか。

2. 試験期間が確保されていない

定期試験は、学生にきっちり勉強させるためにも不可欠。

「大学では定期試験期間が通常の授業時間と別に設けられるが、別途設けることには意義がある。一つは、授業に出席する負担をなくして試験勉強に専念させるためである。

加えて、教室条件の問題もある。定期試験受験の学生数が普段授業に出席する学生数を大きく上回することはよくあり、より大きな教室の手配が必要である。欧米では単位を取得できなかった学生が、次セメスタ1や次学年度に試験に再挑戦する際、授業には出ないで試験にだけ来ることもあり、容認されて

いる。

さらに、試験時間の問題がある。欧米の大学では、試験の形式は通常、論述問題である。そして、一時間で解答できる量とレベルではなく、二、三時間（または、それ以上）試験が続くことが多い。つまり、通常授業の時間よりも定期試験の時間が長いので別途日時を設けて試験を設定する必要性が生じるためである。」（仲井論文）

2-a 8週間に試験期間は含まれない？

とすると、いつ試験をするのか。ましていつ採点するのか。

試験を課さないとなると、「そうした授業が増えるほど、レポート一つ一つの負担を軽くせざるをえないなど、学修の実質化に逆行する懸念があるのではないか」（中教審「柔軟なアカデミック・カレンダーの設定について」第23回大学教育部会、2012年12月27日、配布資料二、4頁）

2-b 含むとすると、講義は7週間。



これまで、15回に定期試験を含んではいけないと言っていた見解を取り消すのか。15回を2学期に分けたら、7+8回。どちらかは定期試験を含んではならないはず。

但し、「定期試験を含めない論の唯一の根拠であった2008年答申の『これには定期試験の期間を含めてはならない』の解釈は、第六期大学分科会大学制度部会の一年以上にも渡る議論で実質的に修正されている。」（仲井論文参照）試験を含む場合、2時間×7回で1単位を出すことになる。1単位の講義は薄い授業にしかならない。15週受講するから、一定の知的訓練ができる。1単位では、入門の入門で終わってしまう。このような単位を山のように積み上げるのを勧めるのか。授業の実質化はどこへ行った？

なお、最終週の60分を講義に、60分を試験に、という考え方もあるが、学生に試験のための学習期間を与えないのは、学生の思考力の涵養、知識の定着化を考慮しない論である。

かりに最後の1週を試験期間としたとしても、教室の確保、採点に大きな問題が生じるであろう。

3. 休講に伴う、補講期間をどうやって確保するのか。

人間は病気することも、急用ができることもある。

また学会等への出席は研究資質の維持・向上のためには不可欠。8週間でどう手当てするのか。それとも8週間は8回ではないのか。

4. 結局、何のためにクォーター制にするか、いまだに不明確

当初は、グローバル化のためといていたが岡大方式が、なんらそれとは関係ないことが明らかとなった。学生が留学しやすいと言われていたが、どれだけが留学するのか。また、6月、12月から学期が始まる国はない。

大学の学生への説明には「1クォーターと夏・春休みでインターンなどを経験」ができるからメリットがあると書いてある。

こんなに長いインターンを引き受けてくれる所はない。むしろ最近では2週間を確保することさえ困難。

5. クォーター制にメリットがあるとすれば、教員が留学しやすいということだろう。

しかし全員の教員が行くわけではない。プラット・ホームだけ準備して利用したい人だけ利用すれば良い。

小括

いま大学執行部は、「2クォーターにまたがる授業は論外である」「1クォーターで完結する授業にせよ」と言っているらしいが、1単位の授業化を進めるとすれば、試験期間（学生の試験準備期間も含む）を予定しない制度であることも鑑みれば、授業内容を薄く、軽くするものでしかない。逆に、週2日240分（2単位）を考えているとすれば、ついて来られない学生が続出するだろう。プラット・ホーム作りは認めてもよいので、授業が2学期にまたがること（実質セメスタ制）を認めるべきである。

60分制の問題点



1. 大学慣行を知らない、法令解釈の誤り

大学執行部は、大学設置基準21条を、1時間=60分であって、これを実質化し本来の姿にするのだということを根拠にしている。

21条は次のように規定している。

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の

授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十分時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

この21条、22条、23条と27条の解釈をまとめて1単位の意味は次のように理解されてきた。

- (a) 各授業の期間は半期15週(15回ではないことに注意…筆者)、定期試験等の5週間を含めて、年間35週設定すべきこと
- (b) 教室内15時間の学修と教室外30時間の学修をもって1単位とすべきこと
- (c) 何らかの試験(定期試験でなくてもよい)を課すべきこと

大学執行部の解釈の誤りは、この「1時間」を読み間違っていることである。これは大学の慣行および国際的慣行を踏まえて解釈すべきである。

ヨーロッパの大学では、akademisches Viertel (academic quarter)という言い方がある。これは授業が15分遅れで始まるという習慣である。国や大学によっては時間割に休憩時間を設けていない。例えば、「1限:8時~10時、2限:10時~12時」なら、1限の授業が10時に終わっても次の教室への移動等に15分程度かかるので、実際には2限は10時15分から始まる。また、時間割上は2時間であっても長時間集中しての受講はできない、休憩も必要であるので途中で15分程度休憩を取る。このように、2時間の授業は実質的には90分であり、この慣習を根拠に日本の多くの大学でも1コマ90分を2時間と数えていると思われる。

ところで、2011年にアメリカでは単位の再定義が行われた。これまで慣行的に50分を1時間とみなして、「授業1時間×3倍×15回=45時間」としていたが、実時間の50分で計算し直し、「授業50分×3倍×15回=37.5時間」と再定義したものである。これはオンライン大学が出現してきたので実時間で計算をしようという試みであるが、新しい定義によると45時間の代わりに37.5

時間と1単位の時間数も減っているのが、現実には全く同じことである。(仲井論文)

大学設置基準の1時間を授業時間60分と読まなければならない根拠はどこにもなく、ヨーロッパは、1時間=45分、アメリカは、1時間=50分で運用しているのであり、日本でも同様である。つまり、休憩時間を含めて1時間と理解すべきなのである。

2. 教室外学習時間の確保への配慮のなさ

法令遵守を言うならば、教室外30時間の確保こそ重要である。ところが、大学執行部にそのような発想は全くなく(試験時間を確保しないことにそれは典型的に現れている)、学生を教室に長く置いておけば学生にとってのためになるかのような発想に陥っている。

60分授業で教えられることは50分授業でも教えられる。学生の自主的な学習を助長する授業システム、授業方法こそが望まれる。

3. 非常勤講師の確保の困難性

通常の大学の授業形態をとらず、しかも1.3倍の授業時間を要求するこの制度では、非常勤を依頼することがきわめて困難である。

4. 60分制にメリットがあるとするれば、アメリカ型の履修モデルを導入できるところである。

アメリカ型は、週2時間講義+週1時間のセミナー形式であった。この週1時間のセミナー型が設けられることであろう。

但し、このセミナーは通常は、ティーチング・アシスタントによって行われている。この制度の導入は、岡大においては今後の課題であろう。

結論 改革の見直しが望ましいが、それが不可能であるとするれば、



- A せめて60分は50分(または45分)に変更すべきである。非常勤のこと、夜間のことを考えれば尚更である。
- B 第1と第2学期、第3と第4学期をまたぐことを許すべきである。むしろこちらの方が望ましい。
- C 制度導入を1年延期すべきであろう。
- D 何のために改革をしようとしているのか、教員、学生にきちんと説明し、疑問に答えるべきである。

質問書を提出しました！

要求事項募集中です

質問事項



組合から以下の質問を執行部に提出しました。

1. 以下の表では、助教から講師への昇任で12グレードが守られておらず、19グレードアップしていますが、どのような準則が使われたのか説明して下さい。

12/24の団体交渉で示された大学提供資料(別紙モデル)

(1) 28歳助教採用, 50歳教授昇任

(単位: 万円)

職名	制度	助教	講師	准教授	教授	職名累計	月給制 生涯賃金	年俸制 生涯賃金
教授 (50昇任)	年俸制				972	15,552	29,975	31,200
	月給制				894	14,882		
准教授 (43昇任)	年俸制			876		6,132		
	月給制			781		5,609		
講師 (36昇任)	年俸制		756			5,292		
	月給制		670			4,948		
助教 (28採用)	年俸制	528				4,224		
	月給制	517				4,537		

(注) 試算には、退職手当前払分・税金等の調整額や業績評価による増加分は含まれていません。

2. 12/24の団体交渉で示された大学提供資料(別紙モデル)によると、40歳准教授採用の場合年俸840万、40歳教授採用の場合も年俸840万、となっていますが、これを不合理だと考えませんか。考えるなら何か措置する予定はありますか。
3. 扶養手当など必要性の原理によって配分すべき手当が年俸制移行時に固定され、必要があっても支給されず、必要がなくても支給される制度となっていますが、この根拠となる考え方についてお教えてください。
4. 年俸制移行に伴い分配が想定されている退職金の計算について、これから岡大到定年までいることを前提として総額が計算されていますが、もし他の国立大学に移籍した場合、その大学での退職金の基礎額は、岡大から通算されるのか、それとも、私大に移籍するときと同様に、計算のし直しがあるのでしょうか。
5. 年俸制において毎月の俸給は、基本年俸と業績年俸とに分けられていますが、これは岡大の業績が悪くなれば業績年俸が減少することを意味するのですか。
6. 業績年俸が評価を反映する部分であるとすれば、基本年俸とは何を意味するのですか。合理的に理解すれば、生活に必要な俸給ということになります。とすれば、基本年俸は、必要性の原則にしたがって、例えば子どもが大学生の頃に最大になるなど、配慮することは考えられませんか。
7. 京都大学は、次のような見直しを予定しています。岡大でも同様な問題があるとすれば、見直すべきだと思いますがいかがですか。
「年俸制に移行した場合、6月と12月に賞与として支給していた期末手当分を毎月支給するインセンティブ手当にのせてお支払いすることに伴い、年金額の基礎の一部となる賞与の額が下がることから、一部の対象者において年金の受給額に不利が生じる場合があります。これを解消するため、年俸制給与規程の見直しを行います。」
8. 同じく京都大学は、年俸制について次のような見直しをしています。これについて岡山大学も見直す予定はありませんか。
「先日、文科省から年俸制導入促進費の精算方法等について事務連絡がありました。その通

知の中身を精査したところ、年俸制移行後に業務上又は業務外により死亡された場合でも、移行日の前日までの退職手当は自己都合による支給率しか措置されないことが判明しました。さらに、年俸制に移行した場合、現時点では早期退職制度の対象から除外されることとなります。この2点について、月給制の場合より不利な扱いとなることから、死亡や早期退職の場合に、ある時点で年俸制から月給制に戻す措置を理事裁定で定めます。」

9. 12月25日付の日経新聞記事に、国立大の2013年度の決算が掲載されていましたが、当期総利益において、岡山大学は赤字転落し、前年25位から85位まで大きく順位を落としています。今回、大きく赤字転落した理由について説明して下さい。

10. 2013年11月19日に行われた団体交渉において、「組合は、平成24年度の平均年間給与額の広島大学との比較で、一般職員がマイナス1%程度であるのに対し教員がマイナス3%程度と大きな差がでるのは何故か説明を要求した。これに対して法人は、このことについては調査を行うと回答した」との確認事項を取り交わしています。この件について、調査結果を回答いただきたい。



要求事項

いま、組合は以下のような要求事項を考えています。また、前記質問への回答が帰って来たら、その検討結果を要求事項としていく予定です。組合に要求して欲しい事項があれば、ご連絡下さい。これらが揃った段階で団体交渉を申し入れます。

1. 人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」は、俸給表の平均2%切り下げは、組合として到底認められるものではない。改めて、岡山大学独

自の経営判断として経過措置の現給保障期間の延長を要求する。

2. クォーター制、60分授業の導入に対する要求と質問について、研究条件、労働条件の悪化をもたらすことのないように努めるとの回答を11月6日付で法人から得ている。組合ではこの点を高く評価おり、また、各学部での様々な問題に対処するために設置した高等教育開発推進機構が有効に機能することに大きな期待を寄せている。一方組合には、各部局の単組より、部局レベルでもたらされる研究条件、労働条件の悪化について、大きな懸念の声が寄せられている。これらの懸念を払拭できるよう、研究条件、労働条件の悪化を抑制するよう、各学部を指導していただきたい。

3. 附属学園の校外勤務の旅費について。公用車を使用するのが前提だが、私有車使用では、現行の5kmあたり60円では安すぎて、校外勤務に出れば、ガソリン代が赤字である。岡山県（県費職員1kmあたり25円）や岡山市（市費職員1kmあたり25円）の旅費規定と比べても差が大きい。もう少し上げてほしい。

4. 消費税が導入されて、公共交通機関を利用するのにかかる金額は上がっているが、通勤手当の上限額については据え置きのみである。通勤手当の上限額についても、消費税分だけでもあげていただきたい。

5. かいのき児童クラブにおいて、2013年度までと同様に、3月の修了式翌日から3月31日までの間の春休み期間、(現)6年生も保育対象とすること。

6. かいのき児童クラブにおいて、2013年度までと同様に、3月の卒業式の翌日から修了式までの間、(現)6年生の希望者を対象とした保育を行うこと。



全大教情報

高専と福教大の臨時賃下げに対する裁判の第一審判決原告請求棄却。控訴予定。



2012、2013年度に行われた臨時賃下げについてあらたに2月6日に和歌山大学職員組合が提訴し、裁判を行っているのは全部で11単組となりました。そのうち、1月21日に高専、1月28日に福岡教育大の第一審判決が出ました。残念ながら原告側の主張はほとんど認められず、請求は棄却されました。全

大教は不当な判決であると考えています。

一般的に賃金引き下げなど労働条件の不利益変更には合理性があるかどうかを判断するためには、(1)労働者の受ける不利益の程度の妥当性、(2)労働条件の変更の必要性、(3)変更後の規則の内容の相当性、(4)労働組合等との交渉の状況の4点を判断要

素とするとされています。高専の判決の場合、不利益の程度は大きく妥当とは言えないという判断でしたが、それ以外の3点については不利益変更を行う十分な理由となるとしています。福岡教育大の判決では、4点すべてについて賃金引き下げを行う要件を満たすとしています。

この判決について少なくとも次の3点で不当判決だと考えられます。まず一つ目は「国の要請がある」ということが減額の理由になる(福教大判決)としてのことです。文科省は国の要請はあくまで要請であって給与は大学が主体的に決めるもの、と明言しています(高専の都労働委員会への不当労働行為救済申立事件、新潟大学裁判など)。したがって国の要請だけでは減額の理由にはならないと考えられます。二つ目は、単年度赤字決算になる恐れがあるので給与減額の必要性がある(高専、福教大判決とも)としてのことです。大学はその性質上大幅な黒字を出すことは望ましくなく、単年度で赤字となるこ

全大教 病院協議会総会報告

歯学部 小河達之

2月14日15日の両日、都内で開催された病院協議会総会に出席させていただきました。

本年の活動方針としては、数年ぶりに看護実態調査を具体化させることを基本方針に組み入れられました。

各大学の活動報告や、勤務実態等について意見が交わされ、組合としての組織活動の在り方から、安心安全の医療の実現のための取組についても意見が交わされ、各大学それぞれの悩みに対して、自分らの大学はこうしている等の情報交換がなされました。

ローカル線で行く！フーテン旅行記

第23回 台湾一周の旅(後編)

台湾の駅弁 食べ比べ!

工学部単組 大西孝

高速鉄道と旧型客車、対照的な列車を乗り継いで、台湾本島の南東部、台東(タイトン)まで来ました。朝、台北を発ってから約6時間。お昼を少し過ぎた時間でお腹も空いていることですから、次の列車までの待ち時間に、駅の待合室にあるお弁当売場を覗いてみることにしましょう。

台湾では日本と同じく弁当の文化があり、主要駅の構内に駅弁売場があります。ただし台湾では「便當」という漢字が使われますが、読みは日本と同じく「ベントー」で親しみを感じます。気になる弁当の中身ですが、揚げた後に甘辛く煮た豚の排骨肉(スペアリブ)や味付け卵、キャベツの炒め物などをご飯の上に乗せたものが基本です。日本の駅弁と異なり、ご飯もおか

とはよくあることです。実際に2013年度は86国立大学中21大学が赤字でした。岡山大学も2013年度は単年度赤字です。したがって単年度で赤字決算になるおそれがあるからといって給与減額の理由にはなりません。三つ目は、組合の要求する資料を大学側が提供しなかったことを「運営費交付金がどの程度減額されるかはわからない状況で」「確実な根拠を示して交渉を行うことは、そもそも困難であった」として不誠実交渉とみなさなかったこと(福教大判決)です。合理的な決定を行うためには何らかの根拠が必要なはずで、今回の判決は大学の状況を理解しないで出されたものと思わざるをえません。これらの判決に対し、高専、福岡教育大ともに控訴する予定です。

次に判決が出るのは5月7日の京都大の裁判の予定です。今後にとって重要な判決となると思われます。(笹倉万里子)

現場の人手不足で年休が全く取れない状況や、看護職員の募集がうまくいかず来年度当初から純減でのスタートが予想され7対1看護も維持が難しい大学もあるとの報告も



あり、働きたいと思わせる職場を作ることの難しさを感じました。また、働きたいと思って入っても働き続けられる(続けたい)と思わせる職場作りも組合の役割であって、新採用者のみに対する組合PRだけではなく、既に職員として働いている層への取組についても考えさせられる二日間でした。

ずも温かい状態で売っており、売店では新しいものがどんどん補充されていきます。味付けに八角という独特の香辛料が使われていて、慣れるまでは少し戸惑いますが、何度か食べると病み付きになります。価格は安いもので60円(2014年12月のレートで約230円)、おかずが増える最も高いものでも100円(約380円)程度です。

台東駅では、同駅の北に位置する池上(チーシャン)駅の「池上便當」を買うことができます。池上の駅弁は、台湾でも美味しいと評判のものだそうで、現地には「池上飯包博物館」なる弁当の博物館もあるそうです。また、台湾の東海岸では美味しいお米が取れるようで、列車に乗っていても「池上米」や「玉里米」といった、沿線の地名が付いたお米の看板をよく目にします。台東駅では「伝統的な焼き豚を載せたご飯」と解説のあった80円のお弁当を買いました。チャーシューや台湾風のソーセージ、よく味の染みたやや硬めの

豆腐などがご飯の上に乗っています。さらに箸休めか、ショウガの甘酢漬けなども入っていました。温かく美味しいご飯とおかずをつまみながら、急行に相当する「莒光号(ジューグアンハオ)」で北上し、花蓮(フアーリェン)まで2時間半余りの旅を楽しみます。沿線には水田が広がり日本の地方を旅しているような気分になりますが、その中にも南国的な植物が見られたり、車内ではビンロウヤシ(台湾の嗜好品)を噛んでいる人がいたり、異国情緒あふれる楽しい時間が流れます。

花蓮は東海岸の中部にある都市で、太魯閣(タロコ)渓谷という絶景で有名な観光地へ向かう旅行者が多く見られます。花蓮から台北まで、莒光号でさらに2時



チャーシューが2枚、ドンと載った台東駅の池上弁当。ご飯も温かく、南国的な車窓を眺めながら美味しくいただきました。

間半かかりますので、夕食のお弁当を調達しておきます。ここでは60元の最もシンプルなものを買いましたが、よく味の染みた排骨肉が美味です。台北駅の60元のお弁当は、排骨肉と油揚げを煮たものがメインでしたが、花蓮のものは油揚げの代わりにハムが入っており、駅によって色々と特徴があるようで、食べ比べてみるのもいいかもしれません。

12時間余りで台湾を一周しましたが、台湾の鉄道は近代化が進められている一方で、懐かしさを感じる部分もたくさんありました。台湾の鉄道は概ね時間通り運行されますし、料金も低廉ですから機会があれば利用されてはいかがでしょうか。



こちらは花蓮駅の弁当。60元のもっとお手軽なもので、ご飯の上に台湾の駅弁ではお馴染みの豚の排骨肉が載っています。

単組だより

工学部職組から 上森先生の歓迎会実施

工学部単組では、昨年度に続き、今年度も新しいメンバーが加わったため、歓迎会を開催しました。一時はメンバー数が10名を下回り、他組との合併まで視野に入っていました。当面、一人で生きていけそうで、こんなにめでたいことはありません。新たに加わっていただいたのは、上森准教授で、広島近畿大学から昨年12月にこちらへ来られました。今回は、残念ながら組合員の特に女性の方が数人インフルエンザのために欠席され、やや華やぎには欠けましたが、和気あいあいと歓迎を兼ねた懇親が行われました。上森先生は、前任大学でも組合活動をされていたということで、皆さんから(もちろん私も)活躍されることを、大変期待しています。皆さんご存知の通り、岡山大学には多くの問題点が噴出しています。特に、今後新たに採用される方からは、年俸制が適用されるということで、よい人材が集まるかどうかが大変心配な点です。それについても懇親会で、色々と議論がなされたことを付け加えておきます。(工学部 柳瀬 眞一郎)

教育学部職組・附属学園職組から

附属学校園職組と共同開催の酒蔵探訪

前執行委員長赤木先生の口利きで実現した「白菊酒造の酒蔵探訪とはまゆうの会」は、この機を逃してはなかなか実現しそうな会になりました。赤木先生から委員長を引き継いだ田中が、赤木先生同様日本酒好きで、昨年まで附属の校長をしていたという条件が重なったおかげで、岡山でも代表的な酒蔵白菊酒造に無理を聞いてもらい、廣川委員長の附属学校園職組



と共同企画にすることもスムーズに決まりました。バスの中から、ウォーミングアップの5種の利き酒が始まり、酒蔵では仕込み中の大吟醸をはじめ、10種以上の試飲を行い、仕上げの「はまゆう」で20種以上を飲んで日本酒づくしの会となりました。飲むだけでなく、酒造研修の成果も予想以上に上がりました。所属、職種を超えた交流に、複数の参加者から来年も実施して欲しいという声が聞かれ、企画した者として嬉しい一日になりました。(教育学部 田中智生)

白菊酒蔵の社長さんによる、お酒づくりのお話しや酒蔵の見学では、ぶつぶつと発酵しながらお酒ができていく様子に感動しました。また、「納豆菌が大敵なので、家の食事では納豆が出ない」という話が印象的でした。いろいろな種類のお酒の作り方やそれにまつわるお話しを聞いてから実際に試飲させていただいたので、それぞれの日本酒をしっかりと味わうことができました。また、「はまゆう」では、たくさんの日本酒を出していただき、とても驚きました。私の許容量をはるかに超えていたので、その一部しか味わうことができず、もったいなかったです。しかし、一日を通して日本酒をしっかりと堪能できました。ありがとうございました。最後になりましたが、教育学部と附属学園

のたくさんの先生方と、大変貴重な時間を過ごすことができました。また、非組合員の先生方からも「とても楽しい」と言っていただきました。発案と計画をしてくださった先生方、至れり尽くせりの準備を整えてくださった先生方、大変ありがとうございました。(附属特別支援学校 廣川智行)

理学部職組から

平成27年理学部職員組合・新年会

こんにちは。理学部単組の執行委員を務めています中村大輔と申します。今年の1月20日(火曜日)19時より、理学部職員組合の新年会を行いました。場所は、北区岩田町の「すし茶屋銀八」でした。17名の組合員の参加がありました。組合員の皆さんはお話が上手で、気さくな方が多いので、私のような話し下手なものでも、楽しく過ごせる雰囲気でした。美味しい魚料理等(写真)に、お酒やビールを、沢山、食べたり飲んだりしながら歓談し、非常に楽しい時間を過ごしました。

この新年会は3月でご退職される地球科学科の小田仁先生と化学科の川口健太郎先生の長年にわたる教育研究活動や組合での活動におけるご尽力に謝意を込めた送別会も兼ねて行われました。お二人の先生からは、会の途中に、ユーモアを交えながらの貴重なご挨拶を頂きました(写真)。特に、今後も組合活動を大切にしたいとお言葉も頂き、私も自分の出来る限りの努力はしていかなければと思った次第です。私事で恐縮ですが、私はこれまで組合の活動にほとんど参加してきませんでした。ですが、昨年の6月に理学部単組の執行委員に推薦され、連合体の執行委員会にも参加させて頂いています。組合が何をしているか、全く知らなかった私にとっては、最初の連合体執行委員会への参加はかなり衝撃的なものでした。配られる資料の内容と量や委員の方々の大学運営に関する知識等は想像を超えるものでした。こうした委員会を行う上で、役員の方々がとてつもない努力をされていることを知らなかったのです。勉強不足の私は、執行委員会で議論されている内容をすべて理解できている訳ではないのですが、少しずつ勉強させて頂いています。今年度は「60分授業・クォーター制」「年俸制」などが大きな議題となっていますが、こうした改革に対して、多くの教員の意見を代表して正して行けるのは職員組合になってきます。組合では、こうした苦労も伴いますが、新年会のような楽しいイベントもありますので、加入されていない方は是非に組合員へお声を掛けて下さい。(理学部 中村大輔)



理学部職員組合新年会での小田先生(左)と川口先生(右)のご挨拶

法文経単組の活動

福士 純

法文経単組は、現在の組合員数が約100名弱と全単組の中でもその規模は大きく、連合体の中においても、重要な役割を担っているといえるだろう。そしてその組合員数の多さ、そして学部をこえて構成される法文経単組の特徴ゆえに、積極的な組合活動を展開するためには本単組では他の単組にもまして組合員間の連携を深める必要がある。そのため、法文経単組では、一年を通じて様々なかたちでの親睦活動や、連合体や本単組の活動内容を組合員に伝えるための会を開催している。以下、簡単にではあるが本年度後期の活動を中心にそれらの内容を紹介したい。



2015年1月には、ピーチユニオンにて職場懇談会・懇親会を開催した。前者の職場懇談会では、筆者が参加者に対して本年度の連合体の活動実績を報告した上で、中富公一連合体執行委員長によって年俸制の問題点と組合による取り組みに関する説明がなされた。残念ながら参加者は必ずしも多いとはいえなかったものの、その開催の意義は非常に大きいと考えられる。そのため、この後の執行委員会でも開催時期、時間等を再度検討した上で来年度以降も継続していく必要があるという話し合いがなされている。他方、職場懇談会の終了後に新年会も兼ねて開催された懇親会では、食事やビール、日本酒、ワイン等が用意され、参加者は食事やお酒を楽しみながら親睦を深めていた。また歓談時には、ギター・マンドリン部の学生による演奏も行われ、会を大いに盛り上げてくれた。



加えて、今年度は今までの年と比べて、「文化教養講座」の開催を充実させることができた。文化教養講座は、お昼休みの時間を使い、担当する教員の専門領域、研究成果に関して講演してもらい、知識を深めることを目的として開催されており、本年度は後期の間に3月開催の会を含めて、計4回開催することができた。その内容については、紙幅の関係上詳細には触れることができないが、報告者と報告論題は以下のように多岐にわたっている。10月：倉地克直先生「池田家文庫絵図とのお付き合い」、11月：北村光二先生「人類史というスケールでコミュニケーションを考える」、2月：原田和往先生「裁判員制度の5年を振り返る」、3月(予定)：谷聖美先生「日本の地方自治再考—岩手県(旧)沢内村と福井県の事例を中心に—」。この催しは、昼休みという参加しやすい時間ということもあり、毎回多数の参加者を集め、組合員間の交流に貢献していると思われる。

このような活動は、親睦を深める場であると同時に、今後組合が活動を展開していくために何をなすべきか議論し、考える場でもある。それゆえ、組合活動における基盤として今年度以降も積極的になされる必要があるといえるだろう。